

'09.03.25

## 外務委員会一般質疑質問要旨

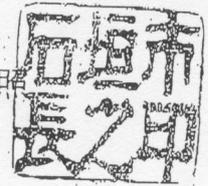
衆議院議員 武正公一

- 1, 尖閣諸島への固定資産税調査について  
(外務大臣、内閣官房、総務省、国土交通省)
- 2, 外交資料館の情報公開及び公文書等管理法案への対応について  
(外務大臣、内閣府)
- 3, 中国空母保有発言について  
(外務大臣)

石企企第303号  
平成18年1月12日

衆議院外務委員会  
委員長 原田義昭 殿

石垣市長  
大 濱 長



本市の当面する課題について（要請）

貴職におかれましては、常日頃から本市並びに八重山圏域の振興発展に格別なご高配を賜り厚く感謝申し上げます。

つきましては、下記のとおり本市の当面する課題について要請いたしますので、ご賢察いただきたくお願い申し上げます。

記

尖閣諸島領有権問題の早期解決及び周辺海域埋蔵資源開発に関する  
拠点形成推進について

出所：衆院外務委員部提出資料

## 尖閣諸島領有権問題の早期解決及び周辺海域埋蔵資源開発に関する拠点形成推進について

### 趣旨

尖閣諸島は歴史的、国際法的にわが国固有の領土であり、本市の行政区域であります。近年、尖閣諸島の領有権を主張する中国、台湾等の動きが活発化していることから、尖閣諸島に関する問題の早期解決と、周辺海域埋蔵資源開発に関する拠点形成推進について特段のご配慮をお願い申し上げます。

### 理由

尖閣諸島は、魚釣島、北小島、南小島、久場島、大正島の5島と沖ノ北岩、沖ノ南岩、飛瀬の3岩礁からなる総称で、石垣島から北北西約170kmの東シナ海に点在する無人島であります。

周辺海域は、良好な漁場として安全操業の確保が求められているほか、石油やガスなど豊富な埋蔵資源の存在が確認されていることから、中国による海洋調査や我が国の排他的経済水域の境界である日中中間線付近でのガス田開発など、海洋資源の調査、開発が活発に行われている状況にあります。

このため国においては、東シナ海におけるエネルギー権益確保の意思を明確にすべく、国内企業に試掘権を許可されており、近々にも天然ガス田開発をはじめ、石油などの埋蔵資源の開発が本格的に進められようとしております。

これらエネルギー権益の確保は、ひとえに尖閣諸島の存在あって初めてなせるものであることにご留意いただきたく、国益に大きく貢献するものと確信するものであります。

よって、政府及び関係省庁におかれましては、国境圏域の離島に対する諸施策を充実させていただくとともに、尖閣諸島の領有権問題解決にあたっては、毅然とした態度で早期に解決していただきますよう強く要望いたします。また、海域の開発にあたっては、拠点を石垣市に置くことを指導していただきますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

出所：衆院外務委員会提出資料

石 議 第 114 号  
平成18年 6月 2日

内閣官房副長官補室  
内閣事務官 江 口 圭 三 殿

石垣市議会  
議長 知 念 辰 憲



尖閣諸島上陸許可の再要請について

向暑の候 貴殿におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件につきましては平成17年8月11日付石議第189号でもって要請書を提出させていただいておりますが、未だに回答が得られていないため、再度「尖閣諸島上陸視察決議」文を添付の上要請をいたします。

なにとぞ、趣旨をご理解いただき尖閣諸島への上陸をご許可いただきますよう特段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

出所:内閣官房提出資料

## 尖閣諸島上陸視察決議

尖閣諸島は明治29年、勅令第13号により日本の領土となり、八重山に編入されたことは歴史の事実で、現に地籍も沖縄県石垣市登野城 2390 番地～2394 番地にあることは、紛れもない事実であります。

石垣市長も「尖閣諸島は石垣市の行政区域であり、上陸して視察する責任がある」と明確に上陸視察の姿勢を示しております。行政区の首長が尖閣諸島に上陸し、行政区域として明確な姿勢を示すことは大きな前進であり、尖閣諸島の大地を踏み、実際に目で見て今後の市の施策に反映させることは必要不可欠であります。

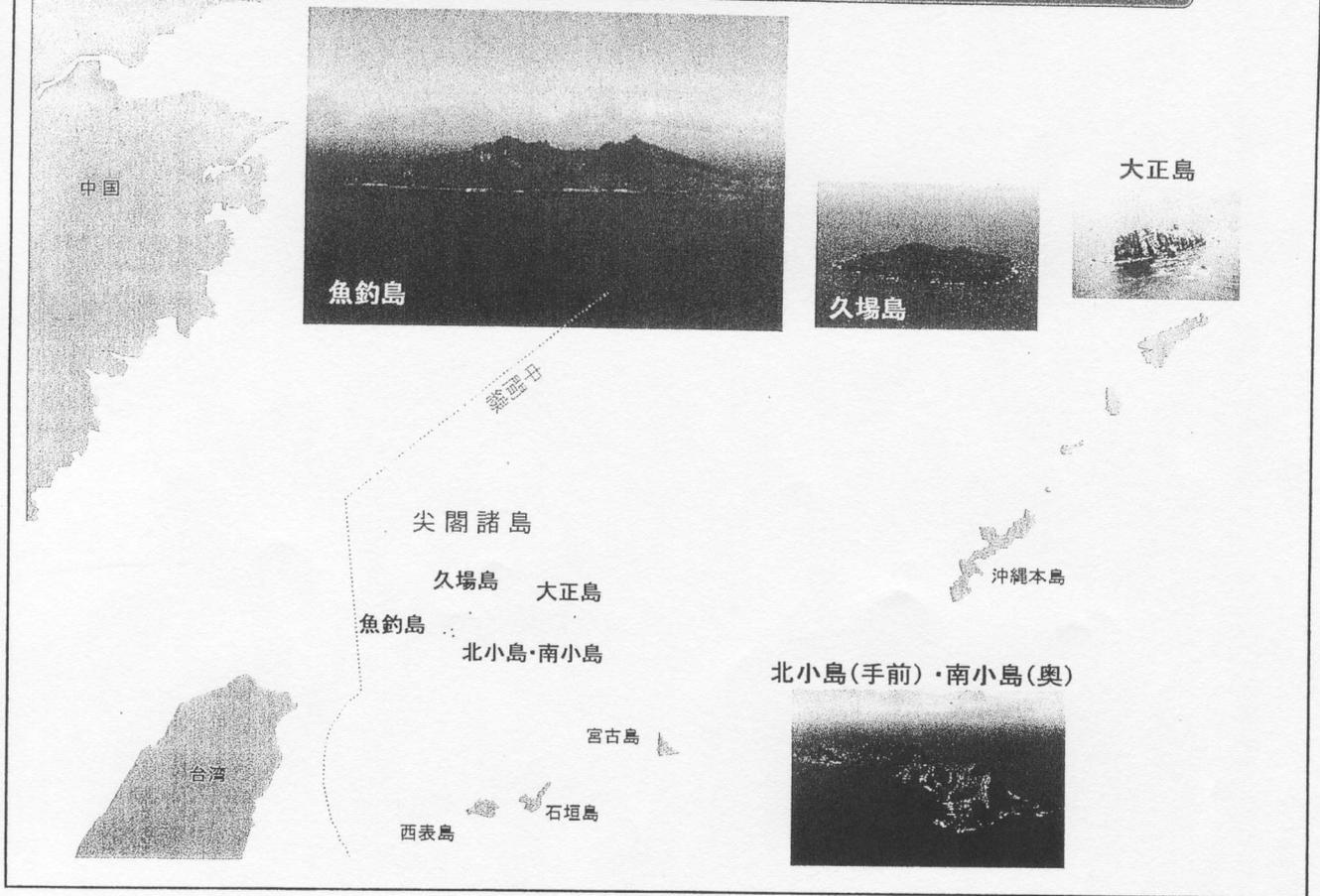
よって、本市議会は、行政区の石垣市長と石垣市議会議員が一体となって尖閣諸島に上陸し、現状の視察を行うことを決議する。

平成17年6月17日

石垣市議会

出所:内閣官房提出資料

# 魚釣島灯台について



## 魚釣島灯台全景



## 要目

名称	所在地
魚釣島灯台	沖縄県石垣市(魚釣島)
緯度	北緯 二五度四四・三三
経度	東経 一二三度二七・三七
構造	白色やぐら形
灯質	単閃白光 毎五秒に一閃光
光度	実効光度一四〇カンデラ
弧距離	五・五海里
全度	地上から構造物の頂部まで五・六メートル
点灯年月日	平均水面上から灯火まで一八メートル 平成十七年二月九日

出典: 国土交通省作成資料

## 外務省外交史料館利用状況

平成21年3月

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
閲覧者数（人）	3,471	3,231	2,886	2,460	2,423
照会件数（件）	1,308	1,173	1,231	1,149	1,349
展示室見学者（人）	982	1,051	1,383	1,251	2,063
インターネット利用件数 （件）	125,117	231,907	342,971	469,557	480,103

出典：外務省作成資料

ファイル管理番号	分類番号	件名	細目見出し	CD NO.	画像数	レファレンスNo.
0120-2001-01118	A'132-01-01-09	日・仏外交関係 日・仏定期協議 第九回関係	表紙	A'-444	1	210001
			会談関係	A'-444	1	210002
			会談録	A'-444	1	210003
			会談資料	A'-444	179	210004
0120-2001-01130	A'133-02-04	日ソ外交関係雑集 日ソ定期協議関係	表紙	A'-444	1	210005
			目次なし 001	A'-444	53	210006
0120-2001-01412	A'152-12	佐藤総理訪米関係(1965. 1)	表紙	A'-444	1	210007
			目次	A'-444	2	210008
			(0)一般	A'-444	12	210009
			(1)地域別一般経緯	A'-444	2	210010
			1. ワシントン(一般を含む)	A'-444	244	210011
			ワシントン大使館作成資料	A'-444	101	210012
			(1)-1打合せ会議	A'-444	28	210013
0120-2001-01413	A'152-12	佐藤総理訪米関係(1965. 1)	表紙	A'-444	1	210014
			目次	A'-444	2	210015
			(1)地域別一般経緯	A'-444	2	210016
			(2)ホノルル	A'-444	50	210017
			ホノルル総領事館資料	A'-444	13	210018
			(3)サンフランシスコ	A'-444	33	210019
			サンフランシスコ総領事館資料	A'-444	36	210020
			(4)ロスアンゼルス	A'-444	28	210021
			ロスアンゼルス総領事館資料	A'-444	11	210022
			(5)ニューヨーク	A'-444	67	210023
			ニューヨーク総領事館資料	A'-444	42	210024
			表紙	A'-444	1	210025
			目次	A'-444	2	210026
			(3)加瀬俊一氏関係	A'-444	18	210027
(4)武内米大使、島津加大使動向	A'-444	13	210028			
(5)礼状関係	A'-444	47	210029			
(6)先例及び諸外国礼調	A'-444	2	210030			
一、先例	A'-444	35	210031			
二、米國政社の諸外国元首首相業接遇関係	A'-444	35	210032			
三、ウィルソン英首相行事参考	A'-444	57	210033			
五、米側資料	A'-444	42	210034			
(7)調書「佐藤総理の米國訪問」	A'-444	68	210035			
0120-2001-01415	A'152-12-01	佐藤総理訪米関係(1965. 1) 日程、行事表、接遇要領	表紙	A'-444	1	210036
			目次	A'-444	2	210037
			(0)一般	A'-444	4	210038
			(1)日程、行事表(来往電信は地域別にへんさん)	A'-444	14	210039
			案	A'-444	105	210040
			(2)接遇要領	A'-444	87	210041
			表紙	A'-444	1	210042
0120-2001-01416	A'152-12-02	佐藤総理訪米関係(1965. 1) 会談関係	目次	A'-444	2	210043
			0. 一般	A'-444	11	210044
			1. 第一回佐藤ジョンソン会談 一月十二日	A'-444	41	210045
			第二回佐藤ジョンソン会談 一月十三日	A'-444	25	210046
			3. 佐藤ラスク会談 一月十二日	A'-444	31	210047
			4. 椎名ラスク会談	A'-444	4	210048
			5. 佐藤マクマナラ会談 一月十三日	A'-444	28	210049
			6. 佐藤ディロン会談 一月十三日	A'-444	12	210050

(固定資産の実地調査)

第四百八条 市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村  
所在の固定資産の状況を毎年少くとも一回実地に調査させなければならない。

(固定資産の価格等の決定等)

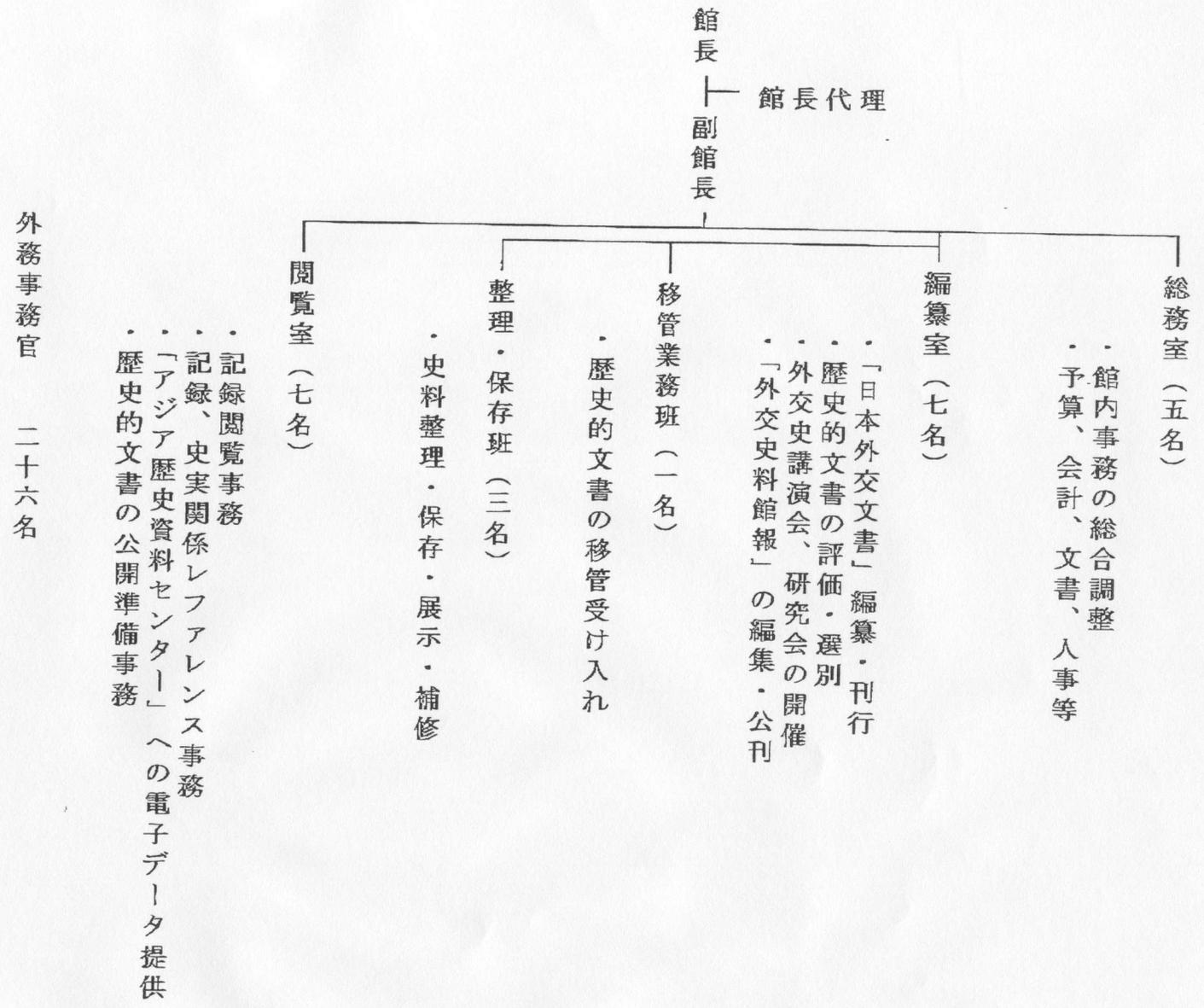
第四百十条 市町村長は、前条第四項に規定する評価調書を受理した場合において  
は、これに基づいて固定資産の価格等を毎年三月三十一日までに決定しなければな  
らない。

2 市町村長は、前項の規定によつて固定資産の価格等を決定した場合においては、  
遅滞なく、総務省令で定めるところにより、地域ごとの宅地の標準的な価格を記載し  
た書面を一般の閲覧に供しなければならない。

出典：地方税法より抜粋

外交史料館組織図

(平成二十一年三月二十四日)



出典:外務省作成資料